

# 大正期の漢文科存廃問題に見る漢文観

—明治期における漢文科存廃問題との比較を通して

A study of the Public View of “Kanbun” Curriculum in the Taisho Era.

浮田真弓

Mayumi UKIDA

（平成21年10月6日受理）

## 1. はじめに

近代国家成立期の明治の国語科は、初等教育段階においては言文一致体という文体を普及させ、中等教育においては、「国文学」という概念を普及させるという役割をはたした。では、明治期の国語科に比して、大正期の国語科はどうだったのか。初等教育段階では、八大教育主張に代表される児童中心主義が標榜され、高等師範学校系の綴方教育や「赤い鳥」綴方など作文教育の実践が盛んになり始めていた。

大正期には中等教育段階では、先行研究を見る限り、初等教育段階で見られるような大きな教育運動はないようである。中等教育がまだまだ一部の人々のものであったということもある。大正期には中等教育段階の教育内容を示した教授要目の改正は行われていない。教授要目などの刺激によって実践研究や運動が行われるのではなく、自発的な動きが見られる。そこでは、何が問題にされたのか。

国語教育の有力な専門雑誌である『国語教育』（大正五年一月～昭和十六年三月）では、次のような諸問題が論じられている。大正期の初等教育段階において、大正自由教育を背景とした赤い鳥綴り方をへて、生活綴方運動へと連続していく綴方教育の動きが実践的にも思想史的にも注目されたことと同様、中等教育においても作文教授が論じられた。漢文科存廃に関する議論も繰り返された。高等女学校の国語教育にもいくつかの提案がなされた。現代と同様入試を中心とした学力問題が論じられている。

大正期の議論に入るにあたり、明治中期から末期における大きな事件としては、次の二点を指摘しておこう。①明治期中等教育において重視されてきた「国文学史」、すなわち「漢学」、「儒学」、「仏教」など広く「国民思想」や「人文学」一般の変遷を扱う「国文学史」が明治四十三年師範学校において、明治四十四年中学校においてともに消滅したこと。②明治中期の教科内容としての「国文学史」確定の際、「国」文学の範囲から中国で作られた「漢文」が排除され、「漢文脈」のみが「国」文学の範疇にとりこまれていったこと。こうしたできごとをふまえ、雑誌『国語教育』中に見られる多様な議論の中でも特に漢文に関する議論をみることで国民統合のツールとしての「国語」観、中等教育に期待された役割などを知ることができる。

## 2. 大正期の漢文科存廃問題の論点

大正期の漢文科の存廃問題に関しては、田坂文穂（1972）が、教育関係雑誌などの資料によって、議論を紹介している。田坂文穂（1969）は明治期の漢文科存廃問題に関する議論を紹介している。多くの資料が参照され、明治期も大正期も漢文科存廃問題は漢字問題に矮小化されて論じられていると指摘して、結論とされている。

雑誌『国語教育』に見える漢文科関連記事には、単なる漢文科存置—廃止ではおさまらない多様な漢文観を背景とした議論が見られる。その漢文観を整理しつつ、明治期との違いを考えていきたい。

大正期の漢文科存廃に関する議論に言及する前に、まず、明治期の漢文科存廃問題について、見ることにしよう。

明治期の漢文科存廃問題は、言文一致運動と切り離して語ることはできない。言文一致体という文体は近代小説の発生とともに山田美妙、二葉亭四迷などによって、1886年頃（明治19年頃）から試みられていたが、1900年頃（明治33年頃）には「帝国教育会を軸とした初等教育界における教育改革運動の一環」とされる言文一致運動が起こる。1900年には、帝国教育会内に言文一致会が発足し、言文一致の啓蒙活動を展開する。一例として、「1901年4月に行われた第3回全国連合教育会で、小学校の教科書を言文一致の方針にする案」<sup>2</sup>を提出したことなどがある。

漢文科存廃問題とは、「1900年12月19日の高等教育会議において、文部省側は、漢文科に関する諮問事項として、師範教育・女子師範・高等女学校・中学校などのいわゆる中等教育の正課科目中、「漢文及習字ヲ削リ、国語中ニテ教授」する案を提出した」<sup>3</sup>ことに始まる一連の議論をさす。結局、漢学者の反対運動が功を奏し、1901年3月10日に廃案となった。この議論の中で漢文科廃止推進派が積極的に使った戦略が言文一致＝国語独立である。日本語の文体が漢文訓読体から脱却することが国家語としての国語の独立であるとされたのである。しかし、漢文訓読体も日本語文であることにはかわりはない。

中学校では明治27年（1894年）に漢文の書取作文が教育内容から削られ、漢文を読むことのみが残った。

ちなみに、言文一致体が普及するまでには、普通文体という文体が使用されており、この文体は中古文法に準じていたため、<sup>4</sup>言文一致体が普及するまでは、中古文法も当時の文章を読み書きするために必要であると考えられていた。そのため、中古文を読むことが国語科の教育内容として、当然視されていくが、明治29年（1896年）ごろには中古文も言文一致体の普及とともに不要とする記事が教育雑誌に登場してくる。

大正期に目を転じれば、明治期と同様に漢文科存廃問題が議論されている。田坂（1972）によれば、大正期の漢文科教育に関する論議が活発だったのは、大正十、十一年である。この時期に教授要目などが変更されるといった動きはなかった。そのため、存廃問題というよりは、指導法改善なども含んだよりはばひろい議論が行なわれている。

今回の調査では、三十五本の漢文科関連の記事がみられたが、そこでの議論は漢文からの独立が国語の独立ひいては、日本という国家の独立とみなされていた明治期と異なり、漢文はあくまで、日本流に読み下しているのであり、国語の一部であるという漢文観が見られる。

漢文を学ぶ効用としては、思想的側面を主張する人々に対して、日本の先哲の文章でも思想を学ぶことは可能であるという指摘がされる一方、文学的側面に関しては、益がないと主張す

るものが多数見られる。

以下では、廃止－存置にかかわらずいくつかの特徴的な論文を引用しながら、その漢文観を具体的にみていくことにしよう。

### 3. 漢文は「国語」にとって「古典」である

#### －大正期における「漢文」再発見

諸橋轍次<sup>5</sup>の「中学校の漢文科に対する諸問題」（第一巻三号 大正五年）を見ておこう。ここで、諸橋は一．漢文科の本質、二．漢文科の教材問題、三．漢文科の教授問題にわけて問題を指摘しているが、ここで、漢文をクラシックス（＝古典）と見ている。以下、引用する。（新漢字旧仮名遣い 以下同様）

欧米諸国の中等教育に於けるクラシックスは文法教授の必要などからも起るものであらうから、必ずしも日本の漢文科とは同一視すべきものではないかも知れぬ。併し彼も是も所謂古典的の学科たるに於て同一であり、実用といふよりは修養といふことに眼目を置く点に於て同一である以上、漢文科の本質なり位置なりを定める上に於ては、少くとも彼の国のものを参考する必要があらうと思ふ。

諸橋の記事においては、漢文も日本における古典であるという見方が出ている。このような見方は諸橋のみならず、他の論者にも散見される。<sup>6</sup>これは、明治期において、日本語の漢文訓読体からの独立が日本という国の独立と同一視されたこととは大きく異なっている。明治期には文章の内容のみならず、文体の次元でも、漢文の影響をさけていたのである。このような見方とは異なり「国語」の古典として漢文を捉える見方である。

芳賀矢一<sup>7</sup>の「中学校に於ける漢文を廃止せよ」（三巻九号）では、「日本の漢学は、千年以上から殆ど国語として使用して来たもので、今更之を全然排斥するようなことは愚であるが、」としつつ、平易な国語をめざし、義務教育を終えたものには分かるものにすべきであると主張している。「日本人の書く日本語は日本語を根本としなければならぬ。普通に通用する漢語の使用法などは、日本人の書いた、仮名交り文の中で教へれば沢山である。」文章の面から、漢文学習が不要ですむような日本語文にするべきであると主張する。

続いて、道徳の面でも、「倫理思想が含まれて居るから廃止の出来ぬといふのも旧弊論である」として、日本の先人の教訓などを教えればよいとしている。ドイツの中学校では理科に進む学生にはラテン、ギリシャのような古典を廃していることを引き合いに出し、中学校の漢文を廃止すべきだと主張している。この論でも、漢文＝古典（クラシックス）という見方は踏襲されている。

明治期において、古典とは日本における中古を含めてより古い文章とされている<sup>8</sup>。また、明治期に発行された国文学史の教科書においても、日本で書かれた漢文は豊富な文章例をともなって、紹介されているが、中国で書かれた漢文は書名や作品名をあげるにとどまっている。<sup>9</sup>このようなことから見ても、明治期には漢文が「国」文学に含まれることはなかったといえる。

明治期の漢文が「国」語、「国」文学の範疇に含まれなかった一方で、大正期には修養の一部としての古典＝漢文が再発見された。

#### 4. 中等教育の中の漢文科

中等教育の中で漢文が必要かどうかを、漢文観を披瀝するところから始めた論に「漢文の意義を述べて其の中等課程に及ぶ」(山口察常)<sup>10</sup>がある。これは三巻七号—八号(大正七年)に連載されたものである。

ここでは、漢文を棒読みする方法(「僧侶が仏經を読誦する」が例示されている。)と訓読する方法と其の両方のものを漢文といつていることが批判されている。次いで、漢文を学ぶことによって、東洋の文化を知ることができ、現在、西洋の文化を学ぶために英文や仏文の学習が必要であることと同様であると、漢文と英文、仏文を同一視している。漢文科について議論をする人々が単に文章の形式を指す漢文を思想面を指す漢学や儒学と混同していることを指摘する。

山口は漢文の意義に関して次のように要約を示している。

- 一、漢文なる名称には、我が国独特の訓読法の意味を含み、日本化したる支那文、若しくは支那式の国文とも云ふべきで訓点を付したものが其の本形である。
- 二、漢文は単に我が国の歴史其他の記述に役立つのみならず、広く東洋の文化を我が国人に結び付けた楔子(浮田注一けっし、くさびのこと)である。
- 三、我が国の現在及び将来の発展について、漢文を学ぶといふ事が最先の急務である。

一に関連して、漢文を兄、国文を弟とも言っている。

山口は「漢文書き流しの文体」(漢文書き下し体)で中学一年生に指導している学校もあることをあげ、それには、異議を唱えている。小学校の国定読本にはいくらかでも、「漢文書き流しの文体」がみられるため、漢文が中学生にとって、新科目ではなく、これまでの教材で親しんでいる文体と違いはないことを示すことによって、負担感を軽減すべきだと主張している。漢文(訓点つき)にふれさせる時期を先送りする方法に異議を唱えるのである。

湯原元一<sup>11</sup>は「漢文を如何にすべきか」(三巻十一号)、「再び「漢文を如何にすべきか」に就いて」(四巻一号)で、漢文科廃止に異を唱えている。湯原は漢字制限論に与しつつ、漢文廃止論者が漢字と漢文を同一視している点を指摘し、批判する。漢文を学ぶ根拠を、「我が国の有力な書物を読むため、支那の文学をのぞいてみるため」としている。中学で漢文を学んでも、「日本外史の如き、いはゆる和臭<sup>12</sup>あるものは読めても、漢文らしい漢文、服部南郭・中井積善・林羅山などのものは、とても読めまい。」と、その学力を低く見積もっている。

「中学校に於ける漢文について」(四巻五号)上田万年<sup>13</sup>では、中学校の教育は普通教育であつて、専門家を育てるものではないという立場から、漢文の廃止を主張するものである。中学校の教授要目<sup>14</sup>をふまえて、「儒教の思想、支那文学の趣味の如きは、国語によって、国訳せる漢文によって、十分之を伝へることが出来る。現に、中学校に於ける漢文の教授は、とりも直さず国訳して之を伝へてゐるのでは無いか。」と指摘する。

「或は又、文学の上から見て、国文学に於ける漢文学の影響の著しいことを論じ、漢文を読み得なければ、国文の文学的趣味を理解することが出来ないといひ、或は又、宗教の上から見て、仏教の如きは、国民思想の上に重大なる関係を有するものであるが、此も、漢文を解し得てこそ、はじめてその一斑を窺ふことが出来るのであるといふ。これも一応は尤もであるが、やはり専門教育と高等普通教育とを混同してゐる考からの議論である。」

「眼にする所のものは転倒形式の漢文ではあったが、口にし耳にする上からいへば、それは、純粹の国語の形式であった。」として、漢文科は廃止されるべきであるとする。

この主張をうけて、玉井幸助<sup>15</sup>「国訳漢文教材」(四卷七号)では、漢文教材の国訳を提案する。玉井幸助は「中等教科漢文廃止の実行」(三卷十号)においても、国訳した漢文教材を使用するように、主張している。基本的に漢文に含まれている思想、道徳的価値に関しては意義を認めているのである。しかし、「漢文とは如何なる形式の文であるかといふ事を弁へ、且つ、その平易なるものは読解し得る能力を持ってゐるといふ事が、今日のところ、高等普通教育を受けた国民の常識として必要な事であるといふ事を、感情の上からも予も亦思っているのである。」として、漢文を廃止して、すべて国訳で行うことは、近い将来に実現されるべきであるという。ついで、一、二年では、国訳漢文をあたえ、三年以上から漢文を教授するという折衷案を示している。玉井は「高等学校を初め各専門学校の入試試験に漢文が課せられてゐる以上、中学校で漢文を教へぬ訳には行かぬのである。」と、入試の点でも漢文が必要であるとしている。

つまり、論文の題名では、漢文科廃止を主張しているが、消極的に存続していかざるを得ない現状認識を述べ、実行可能な方法として、漢文の国訳を進めることを提唱しているのである。積極的に漢文科を存置することを主張しているわけではないが、性急に廃止を求めるものではなく、ここで、示されているのは、漢文を読むことに伴う困難とともに漢文の内容を高等普通教育における常識とする立場である。

上田万年が、中学校を「高等普通教育」ととらえ、普通教育に重きをおいて、漢文廃止を主張したのは異なり、玉井幸助は「高等」教育<sup>16</sup>に重きをおいて、漢文を存置することを主張した。そして、学習者の負担の捉え方も、山口察常が小学校教材を漢文の導入教材と位置づけたのと異なり、中学一、二年を導入の時期ととらえ、国訳漢文で指導することを提案した。

これ以降、廃止論、存置論双方の根拠として、漢文といっても中国語音で読むのではなく、書き下し文にして学ぶのだから国語だという言い方は繰り返し現れてくる。先の「国訳」とは、書き下しより一歩進んで、国文らしい言い回しで訳すことをさしている。

七卷十二号「中等学校に於ける漢文教授の必要」(芝野六助<sup>17</sup>)では、東洋の盟主として西洋のことも東洋のことも学ぶべきであるという主張がなされる。同様の主張は十一卷三号「支那問題と漢文科」(瀬尾武次郎<sup>18</sup>)でもくり返されて、中国との関係を深めるためにも漢文を学ぶべきであると主張される。

漢文科に関する議論では、存置—廃止のどちらに与するにしても、漢文が日本語にとって、不要なものであるという見方は影をひそめ、くわえて、漢文を中国を理解するための道具として積極的に利用しようとする考え方も見られる。そこで、存置—廃止のどちらに与するかを決めるのは、論者の「高等」普通教育観である。ここでは、漢文観に大きな違いはなく、あくまで「高等普通教育」、現代の言い方でいえば、中等普通教育に漢文科がおかれることの是非に問題が収斂されている。

## 5. おわりに

国民統合のツールとしての国語教育が大正期にはいかなる様相を見せたのか。本論文ではその問いに答えを出すところまではいかない。しかし、日々、教育実践を行う教師たちが、雑誌『国語教育』において、その教育観、生徒観を発表するということがおこり、同時代の人々と

誌上で意見を交流させることができ、一定の教育世論を形成することができた。

このような教育世論の一方で、教授要目の変更をすることはなしに、中学校の目的には改正が加えられた。

明治三十二年中学校令では「第一条 中学校ハ男子ニ須要ナル高等普通教育ヲ為スヲ以テ目的トス」とされ、大正八年においては、第一条 中学校ハ男子ニ須要ナル高等普通教育ヲ為スヲ以テ目的トシ特ニ国民道德ノ養成ニカムヘキモノトス」と改正されている。この改正で注目されるのは、「国民ノ道德」が付け加えられたことである。

漢文科存廃をめぐる議論で、中国からの漢文や日本の先哲の文章に道徳的価値が存在することが前提とされ、それらを教授することが奨励されていることは、中学校令に「国民ノ道德」が付け加えられたことと無関係ではないだろう。

中等教育を普通教育ととらえる立場からは、漢文の「国訳」も荻生徂徠の言う「和習（臭）」も、悪いことではない。重要なのは「道徳」である。同時に、中等教育の「国民」統合を目指す立場（国文学史の立場）からすれば、日本で書かれた漢文を読めるだけの教育を目指すべきものとなる。そこでこそ、漢文を読むことで涵養される国民道徳が身につくというのである。

大正期の『国語教育』に見られる教育世論によって、特に漢文科の存置—廃止の議論を見てきたが、はじめにでも指摘したように、大正期の国語教育をめぐる問題は他にもある。国語教育をめぐる議論を検討することによって、大正期の国語科が果たした役割と人々の期待を引き続き、明らかにしていきたい。

## 注

<sup>1</sup>長（1992）5ページによる。言文一致会の活動に関しては、同論文3ページの年表参照。

<sup>2</sup>長（1992）4ページによる。

<sup>3</sup>長（1992）5ページによる。

<sup>4</sup>他に特徴として、漢文訓読に基づく部分もあること、漢語彙が含まれていることなどがあげられる。

<sup>5</sup>東京高等師範学校教諭 所属は記事に添えられたもの 以下同様

<sup>6</sup>「漢文の意義を述べて其の中等課程に及ぶ」（山口察常）三卷七号—八号（大正七年）においても、次のような記述が見られる。

若し国語国文の独立といふ点から漢文を除外しようといふ様な議論が出るならば、それは全く漢文其者の任務を顧みざる短見である。これを譬へて云へば血統の独立を主張して戸籍から母を除外し妻を除外したのと同様である。

<sup>7</sup>肩書きは東京文科大学教授文学博士

<sup>8</sup>浮田（1999b）44ページ参照

<sup>9</sup>浮田（2007）88ページ参照

<sup>10</sup>肩書きは文学士とのみある。

<sup>11</sup>肩書きは東京女子高等師範学校校長

<sup>12</sup>齋藤希史（2007）によれば、和習とは、荻生徂徠がいましめた和字、和語、和習の一つであり、「語気声勢の中華に純ならざる」ものである。「日本外史」に和習があるという評価は一般的で

あったようであり、齋藤は和習と言う批判は「日本外史」の文章が読みやすかったことに向けられていると判断している。ついで、「日本外史」が1875年に中国広東でも出版されたことにふれ、その序文では「その文章は『左伝』や『史記』に範をとっているとむしろ誉められている」（62ページ）としている。

<sup>13</sup>肩書きは東京帝国大学学部長文学博士

<sup>14</sup>明治三十四年の中学校令施行規則中は学科及其程度として「国語及漢文ハ普通ノ言語文章ヲ了解シ正確且自由ニ思想ヲ表彰スルノ能ヲ得シメ文学上ノ趣味ヲ養ヒ兼ネテ智徳ノ啓発ニ資スルヲ以テ要旨トス」としている。

<sup>15</sup>肩書きは東京高等師範学校教諭

<sup>16</sup>この場合の高等教育は、現代とは異なり、当時の中学校をさしている。

<sup>17</sup>肩書きは文部省嘱託

<sup>18</sup>肩書きは神戸高工教授文学士

### 参考文献

- 浮田真弓（1997）「官製「文学教育」の誕生—明治34年中学校令施行規則までの教育雑誌にみる状況—」『教育・言語・文学Ⅱ』第2集 1～7ページ
- 浮田真弓（1998）「明治中後期中学校国語読本教科書に関する一考察」『人文科教育研究』第25号 17～26ページ
- 浮田真弓（1999a）「明治期中学校の文学教育（1）—落合直文編集教科書に関する一考察—」『桜花学園大学研究紀要』創刊号 137～148ページ
- 浮田真弓（1999b）「教育雑誌に見る明治後期中学校国語科教育における文学教育論」『読書科学』第43巻第2号 43～50ページ
- 浮田真弓（2006）「中等教育段階国語科に関する研究課題 分岐型教育制度に関する考察」『月刊国語教育研究』409号 日本国語教育学会 46～55ページ
- 浮田真弓（2007）「教育内容としての「国文学史」—国民国家成立期の「国文学」概念の普及と諸相—」『佐賀大学文化教育学部研究論文集』第12集第1号 83～90ページ
- 打越孝明（1990）「中学校漢文科存廃問題と世論—明治三十四年「中学校令施行規則」発布前後—」『学術研究—教育・社会教育・教育心理・体育編』39 29～42ページ
- 打越孝明（1991）「明治三十年代後半の中学校漢文教育存廃論争について—第七回高等教育会議への廃止建議をめぐって—」『皇学館論叢』第二十四巻 第五号 32～71ページ
- 長志珠絵（1992）「日清戦後における「漢学」問題の転回—帝国教育言文一致運動と漢学者懇親会—」『ヒストリア』136 1～22ページ
- 長志珠絵（1998）『近代日本と国語ナショナリズム』吉川弘文館
- 紅野謙介（1996）「一九〇〇年前後・中等教育の再編と「国語」教科の成立—文学言説の歴史的布置の探求—」『語文』95 53～67ページ
- 中山昭彦（2002）「〈文学史〉とナショナリティー—猥褻・日本人・文化防衛論—」『岩波講座近代日本の文化史3 近代知の成立』岩波書店83～120ページ
- 齋藤希史（2007）『漢文脈と近代日本—もう一つのことばの世界』日本放送出版協会
- 塩澤和子（1978）「明治期の国定教科書—言文一致体の成立に果たした役割—」『国文学論集』117～160ページ

- 高野繁男（1990）「言文一致理論の展開—明治期における日本語の「近代化」運動」『人文学研究所報』23 1～14ページ
- 田坂文穂（1969）『明治時代の国語科教育』東洋館出版社
- 田坂文穂（1972）『近代後期の国語科教育』東洋館出版社
- 田坂文穂（1974）『近代国語教科書史シリーズ4』私家版
- 田坂文穂編（1986）『旧制中等教育 国語教科書内容索引』教科書研究センター
- ハルオ・シラネ他編（1999）『創造された古典』新曜社
- 文部省内教育史編纂会（1997）『明治以降教育制度発達史』龍吟社
- 増淵恒吉（1981）『国語教育史資料 第五巻 教育課程編』東京法令出版株式会社
- 八木雄一郎（2007）「「国語」と「古文」の境界線をめぐる対立—『尋常中学校教科細目調査報告』（1898（明治31）年）における上田万年と小中村義象—」『国語科教育』第61集27～34ページ
- 山根安太郎（1966）『国語教育史研究—近代国語科教育の形成』溝元積善館
- 山本正秀（1965）『近代文体発生の史的研究』岩波書店